

日本コーチ協会 茨城チャプター 会則

1. 名 称

本会の名称を「日本コーチ協会 茨城チャプター」とする。

2. 目 的

- (1) 茨城県内にコーチングの普及を図る
定期的にコーチングセミナーを開催し、コーチングを県内に普及する。
- (2) 茨城県内コーチの質の向上とコーチの育成
定期研修会を行い、コーチの質の向上と育成を行う。
- (3) コーチングによる茨城県民へのサポート
コーチングを通じ、県民の経済的発展・自己実現・幸福・喜びの拡大をサポートする。
- (4) 茨城県内のコーチングの窓口
県民からのコーチングにかかる質問や要望に対応するとともに、日本コーチ協会からの情報を必要に応じ発信する。

3. 活 動

本会は主に次の活動を行う。

- (1) 毎月例会を持ち、会員の研修並びに一般参加者への講習を行う。
- (2) 外部からの依頼に応じ出張セミナーを行う。実施要綱は細則に定める。
- (3) その他必要に応じ特別企画の講演会等を行う。
- (4) 普及のためのPR活動を行う。
- (5) コーチの紹介を行う。
- (6) 会員同士の情報交換・交流の機会を設ける。

4. 会 員

(1) 入 会

茨城チャプター(以下、本チャプターとする)の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを完了したとき会員となる。所定の入会手続きとは、細則に定める入会申込書の提出及び入会金・当該年度の年会費の納入を指す。

(2) 退 会

会員が次の各号に該当するときは会員資格を喪失し、退会したものとする。

- ① 会員が退会の旨申し出、受理されたとき
- ② 会員が死亡したとき
- ③ 会員が本会則に違反し、除名されたとき
- ④ 会員が12ヶ月以上、年会費を支払わなかったとき

5. 役 員

(1) 構 成 と 役 割

役員はチャプターリーダー(1名)、サブリーダー(最大5名)で構成する。それぞれ次の役割を担当する

①チャプターリーダー

チャプターリーダーは、本チャプターの代表として運営全般と各担当のサポートを行う。

②サブリーダー

サブリーダーは、チャプターリーダーを補佐し、円滑なチャプター運営に努める。そのため次の業務を主担当として協議の上分担する。但し、担当以外の業務も必要に応じ相互に補完しあうよう努める。サブリーダーは必要に応じて補佐するスタッフを若干名おくことができる。

③担当業務

- ・企 画： チャプター活動の企画とりまとめ、年間予定の管理
- ・運 営： 例会・講演会場の予約、講師手配、名札管理、例会の司会
- ・IT： ウェブページ・メーリングリストの管理
- ・事務局： 総務的事項・窓口業務・広報・会計

(2) 選 出

チャプターリーダー、サブリーダー(以下役員という)およびスタッフは役員協議により本人の同意のもとに選出する。

(3) 任 期

役員およびスタッフの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 任 務

役員は定期的に役員会を開催する。役員会には臨機にスタッフの出席を要請する。役員およびスタッフは、専用のメーリングリストで意見交換を行う。

(5) 退 任

役員またはスタッフが都合により退任を希望するときは、チャプターリーダーにその旨申し出ること。チャプターリーダーはこれを役員会に報告のうえ、退任を了承する。退任する役員は、チャプター運営に支障のないよう後任者に事務引継ぎをする。

6. 運営方法

- (1) チャプターリーダーは毎月の例会の日に役員会議を開催する。
- (2) チャプターの運営にかかる諸事項はこの役員会議で協議・決定する。
- (3) 議決は原則として当該役員会議の出席者の協議により行われる。但し、重要事項については、リーダー・サブリーダー全員の意見を聴取・また協議の上、リーダーが決定する。
- (4) 毎期初に年間活動計画を作成し、これに沿って年間の活動を行う。但し、必要に応じ計画の変更もある。
- (5) 詳細については細則に定める。

7. その他

- (1) 活動年度は毎年1月1日より12月31日とする。
- (2) チャプターの倫理については、日本コーチ協会の定める「コーチの倫理規定」に従う。
- (3) 個人情報の取扱いについて
会員情報として提供頂いた氏名等の個人情報は、本チャプターの目的の範囲内でのみ利用し、会員の同意を得ることなく、第三者に開示しない。また、紛失、漏洩等がないように適切・慎重に管理する。
- (4) 禁止事項 本チャプターの主催する活動においては以下の事項を禁止する。
 - ・ 個人及び特定の企業・団体の営利を目的とした情報提供や営業活動
 - ・ 特定の宗教団体等の布教・勧誘及びそれに類する行為
 - ・ 会員間の金銭の貸借
- (5) 事務局の住所、連絡先、振込口座等については細則に定める。

以上